

## 6月・9月・12月定例会

R05.04.19 全協変更承認

(1) 一般質問の通告について

□定例会の初日から逆算して、約1ヶ月前とする。

(2) 議案書の送付について

□定例会の初日から逆算して、約1週間前とする。

(3) 一般質問の締め切りについて

□「6月・9月・12月定例会」は、一般質問は初日に行う。

□締切日は、定例会の初日から逆算して約8日前の正午とする。

(4) 議会運営委員会について（1回目）

□定例会の初日から逆算して、約1週間前とする。

□会期は、概ね「1週間」を目安とする。

(5) 議事日程表の送付について

□議会運営委員会終了後、早急に配信する。

(6) 議会運営委員会報告（朝礼）について

□定例会初日の午前9時30分から、「議運結果」について委員長より報告する。

2回目の委員会を開催した場合のみ、定例会最終日の午前9時30分から、「議運結果」について委員長より報告する。

(7) 定例会初日について

□「6月・9月・12月定例会」の初日は、一般質問を中心とする。

□補正予算（案）に関連した条例の制定、改正、廃止等の提案説明、質疑、討論、採決についても、時間の許す範囲で初日に審議する。

(8) 議会運営委員会について（2回目）

□追加議案の取り扱い等、必要がある場合のみ開催する。

(9) 各委員会の開催について

□各委員会は、必要に応じて開催する。

(10) 定例会最終日について

□最終日は、補正予算（案）の審議を中心とする。

(11) 決算認定について

- 決算認定は、9月の定例会とする。
- 提案理由説明後、休会中に議員全員協議会（決算勉強会）を開催し全ての決算（案）をこの方法で審議して、最終日に質疑・討論・採決を行う。委員会付託の場合は決算勉強会を開催しない。